

## 第 1 2 号議案

中野区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年 2 月 1 6 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

区長、副区長及び教育長の給料及び期末手当の額を改めるとともに、平成 2 9 年 3 月に支給する期末手当に関する特例措置を定める必要がある。

## 中野区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

中野区長等の給料等に関する条例（昭和31年中野区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表区長の項中「1, 245, 600円」を「1, 248, 000円」に改め、同表副区長の項中「999, 900円」を「1, 001, 800円」に改め、同表教育長の項中「876, 400円」を「878, 100円」に改める。

第5条第2項中「100分の157」を「100分の162」に、「100分の161」を「100分の166」に改める。

附則に次の1項を加える。

24 平成29年3月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、中野区長、副区長及び教育長にあつては「100分の37.04」とする。

### 附 則

この条例は、平成29年3月1日から施行する。